

ID: 20

担当部署: 企画総務部 企画政策課

処分の概要	加入者の名義変更の承認		
例 規 名 根 拠 条 項	長門市ケーブルテレビ放送センター条例 第16条		
例 規 番 号	平成17年条例第14号		
【根拠条文】 (加入者の名義変更) 第16条 加入者は、次の各号のいずれかに該当するときは、市長の承認を得て加入者の名義を変更することができる。 (1) 相続の場合 (2) 新規加入者が、旧加入者の権利義務を継承する場合 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	3日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 27 年 5 月 7 日	最終変更年月日	年 月 日